

品川産業支援交流施設(SHIP)オープンラウンジ 利用規約

〔目的〕

第1条 品川区立品川産業支援交流施設“SHIP(「シップ」)”(以下、「本施設」という)のオープンラウンジ(以下、「ラウンジ」という)は、業種、業界を超えた様々な技術や知識、能力を持った会員が出会い、テクノロジーとアイデアが融合することで、新しい事業や新しい産業を生み出していくことを目的に設置運営されています。

2 「本施設」の表示は下記のとおり

名 称 : 品川区立品川産業支援交流施設 “SHIP”

所有者 : 品川区(以下、「区」という)

指定管理者(運営管理者) : 一般財団法人品川ビジネスクラブ(以下、「クラブ」という)

所在地 : 東京都品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア4階SHIP

〔適用範囲〕

第2条 本規約を適用するオープンラウンジは別添図の範囲のとおりです。

2 多目的ルームは、利用のない時間帯はオープンラウンジの対象スペースとなります。

〔会員〕

第3条 本規約における会員は、オープンラウンジの利用申込に対し、クラブが承諾した者で、本施設を利用するにあたり、第1条の設置目的を理解し、本規約のほか、品川区立品川産業支援交流施設条例、同施行規則(以下、「条例等」という)を遵守するものとします。

2 会員には、登録可能人数や利用可能時間等の違いにより次の7つの契約種別があります。

(1)法人会員A

(2)法人会員B

(3)個人会員A

(4)個人会員B

(5)個人モーニング・ナイト・ホリデイ会員

(6)個人平日デイトタイム会員

(7)ワントタイム会員

〔申請手続き〕

第4条 会員登録希望者は、本規約を承諾のうえ、クラブが指定する手続きに基づき申し込むものとします。

2 オープンラウンジの利用申込は高校生以上の方に限ります。

3 会員への登録の際には、ワントタイム会員を除き事前に書類審査を行います。なお、法人会員A・Bおよび個人会員Aについては、書類審査に加え、面接審査のうえ会員を決定します。また、個人会員B・個人モーニング・ナイト・ホリデイ会員・個人平日デイトタイム会員については、入会時に面談を行います。

4 本施設の目的や登録状況、その他の理由により申込を承認しない場合があります。

〔契約期間〕

第5条 クラブと会員とのオープンラウンジ利用契約(以下、「本契約」という)は、当月1日から末日までの1ヶ月間とします(新規に契約した月は、契約した日から末日まで)。期間満了日までに退会の通知がなされない場合、契約期間は更に1か月自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

〔契約の留意点〕

第6条 本契約は、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けません。

2 会員は、賃借権が発生しないことを予め同意したものとします。

3 本契約は、一法人(個人)につき一契約とし、複数の事業所名で利用する場合はその事業所ごとの申請を必要とします。

〔営業時間等〕

第7条 本施設の平日の営業時間は8時～22時。土・日・祝日の営業時間は9時～18時とします。

2 本施設の休館日は12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 第1項、第2項で定めるほか、施設・設備の点検等本施設の都合により、臨時に開館時間を短縮したり休館する場合があります。

〔利用時間〕

第8条 会員は、その種別ごとに、以下の時間帯で本施設を利用することができます。

会員種別		利用時間
法人会員A・B 個人会員A・B ワントائم会員		平日 8時～22時 土日祝 9時～18時
個人 モーニング・ナイト ・ホリデイ	平日	8時～10時および18時～22時
	土日祝	9時～18時
個人平日デイトائم会員		9時～18時

2 本施設内では、上記時間内でWi-fiが利用できます。

〔利用料金等〕

第9条 本施設の利用料金および登録人数、同時利用人数、訪問者利用可能人数は下表のとおりです。

なお、法人会員A、Bおよび個人会員Aの会員については、登記および住所利用、メールBOXの利用が可能となります。

契約種別	利用料金	登録人数	同時利用人数	訪問者 利用可能人数
法人会員A	27,500 円／月(税込)	制限なし	3 名	3 名
法人会員B	22,000 円／月(税込)	2 名	2 名	2 名
個人会員A	16,500 円／月(税込)	1 名	—	1 名
個人会員B	11,000 円／月(税込)	1 名	—	1 名
個人モーニング・ナイト・おデイ会員	8,800 円／月(税込)	1 名	—	1 名
個人平日 デイトタイム会員	8,800 円／月(税込)	1 名	—	1 名
ワントタイム会員	550 円/時間(税込)	1 名	—	—

2 利用料金の支払いは前納制とし、利用する月の前月 27 日に会員が指定する金融機関の口座から自動引落しを行います。利用する月の前月 27 日が土・日・祝日など金融機関の休業日に該当する場合、翌営業日に引落しを行います。何らかの理由で自動引落しができなかった場合、速やかにクラブが指定する銀行口座への振込(手数料は会員負担)または受付にてお支払ください。なお、口座引き落としの際、通帳には「C S S (ビジネスクラブ) と記載されますのでご確認ください。

3 入会月の利用料金は、初回の利用日までに受付にてお支払いいただきます。初回の利用日が月の途中である場合、利用料金は 1 ヶ月を 30 日として日割計算するものとします。計算した額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てとします。

4 自動引落しの開始月は、手続きの都合上、入会のタイミングで翌月もしくは翌々月になることがあります。その際は、別途ご案内いたしますが、自動引落し開始までの期間は、利用する月の前月 10 日までにクラブが指定する銀行口座への振込(手数料は会員負担)またはラウンジ受付でお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

5 一旦支払われた利用料金は、クラブが認める理由がある場合を除き、返還いたしません。

6 利用料金の領収書については、会員からの依頼がある場合を除いて、発行しません。

〔付帯サービス〕

第 10 条 会員は、有償で以下のサービスを利用することができます。

有償サービス		料金
貸しロッカー	L	3,300 円／月(税込)
	S	1,650 円／月(税込)
	L	440 円／日(税込)
	S	220 円／日(税込)
複合機 (コピー、プリントアウト)	カラー	50 円／枚(税込)
	白黒	10 円／枚(税込)

〔工房の利用〕

第11条 会員は、別に定めるSHIP工房利用規約に基づき、工房を利用することができます。

〔会員認証〕

第12条 会員には会員証として非接触型 IC カードを貸与します。貸与にあたりデポジットとして 500 円をお預かりし、カードが返却された際に返金いたします。会員は、入退館時に同カードにより所定の操作を行い、会員認証を行うものとします。

〔イベントとコミュニケーション〕

第13条 会員は、本施設において、セミナー・イベント等(以下「イベント等」という)が行われることを予めご了承下さい。イベント等は、主に多目的ルームを利用して開催されますが、ラウンジも併せて使用場合があります。その際には、イベント等への参加者以外、ラウンジの利用はできません。なお、多目的ルームは防音が十分には施されていないため、音が漏れることがあります。

2 クラブはイベント等の開催状況をできる限り早い時期に会員へ告知し、共有するものとします。

3 本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、クラブが協力を求める場合、会員には、当該イベント等について、可能な範囲で協力をしていただきます。

4 会員は、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、新しい産業やビジネスを生み出すことを目的としていることを理解し、本施設の発展に寄与していただきます。そのため、会員相互において、できる限り協力しあうこととします。

〔利用にあたっての留意点〕

第14条 会員の滞在時間中、会員(ワントタイム会員を除く)を訪問する者(高校生以上の方に限る)が本施設を利用する場合は、本規約を遵守していただくものとし、一時利用者としての利用を許諾します。

2 会員の滞在時間中は、第9条で定める同時利用人数と同数(個人会員については1名)の訪問者に限り2時間まで無料で利用を承諾します。なお、混雑時には利用をお断りする場合があります。

3 訪問者の2時間を超えての利用や、同じ訪問者の同日2回目の利用、第9条で定める訪問者利用可能人数を超える訪問者の利用に関しましては、1名につき1時間当たり550円の利用料を負担していただきます。また、訪問者だけを残して会員が15分を超えて外出することや退出することはご遠慮ください。

4 法人会員A・Bおよび個人会員Aは、当施設の住所を法人登記上の所在場所、または個人事業主の事業所等の拠点として利用いただけます。なお、住所利用の会員は、記載した登記簿やWebサイト、名刺、パンフレット等をクラブに提出しなければなりません。

5 会員は、登記および住所利用をする場合を除き、本施設の住所を自らまたは自らが営む事業の登記上の本店または支店等の所在場所とする等、本施設を事業の拠点として表示することはできません。

6 登記および住所利用をする会員は、本施設の住所を下記のとおりに記載してください。

登 記 : 〒141-0001 東京都品川区北品川五丁目5番15号

住所表記 : 〒141-0001 東京都品川区北品川5-5-15

大崎ブライトコア4階SHIP

なお、登記される場合、メールBOXの利用は必須となります。

7 登記・住所利用の会員は、本条第4項から第6項に違反する態様、または当クラブが本施設の趣旨に照らし相応しくないと判断する態様で本施設の地番または住所を利用した場合、当クラブは当該会員に対し是正を求めることができ、当該会員は当該求めに応じなければなりません。

8 会員は、私物、所持品、貴重品などについて、自らの責任をもって管理するものとします。なお、盗難などの損害が発生しても、区ならびにクラブは一切責任を負いません。

9 会員は、家具類の移動や、机・椅子等の場所に私物を置いて長時間の場所取り等を行なってはなりません。また本施設から外出する場合は、短時間(15分程度)の場合を除き、私物を放置してはなりません。

10 本施設内は全面禁煙です。本建物内での喫煙は喫煙コーナーをご利用下さい。

11 本施設内の飲酒は原則禁止します。ただし、区ならびにクラブが認めた本施設内におけるイベントやパーティー等に関してはこの限りではありません。

12 本施設内での食事は、カフェコーナーの他認められたエリアが利用できます。ただし、臭いがきついなど他の会員に迷惑になる可能性のある食事は禁止といたします。

13 ゴミを廃棄する場合は、本施設に設けられたゴミ箱に分別することとします。

14 他の利用者の迷惑にあたりと判断した場合、入館をお断りすることや、退館していただくことがあります。

15 本施設の写真の無断使用は禁止といたします。使用を希望する際は書面での申請が必要です。

〔権利の譲渡〕

第15条 会員が会員として有する権利の第三者への譲渡や貸与は禁止します。

〔会員情報の更新〕

第16条 会員情報や事業内容に変更があった場合、会員はクラブに対し、速やかに変更内容を通知するものとします。

2 前項の通知を会員が怠り、当施設からの通知や書類等の延着・未着による被害や損害が生じた場合でも、クラブは責任を負いません。

〔遅延損害金〕

第17条 会員が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延し、区ならびにクラブの督促に対する支払いも行わず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき10.95%/年の割合で計算した遅延損害金を支払わなければなりません。なお、遅延損害金を支払った場合でも、クラブの契約解除権の行使を免れるものではありません。

〔損害賠償〕

第18条 会員が故意または過失により、区ならびにクラブ、または他の会員等に損害を与えた場合は、これにより生じた一切の賠償をしなければなりません。

〔利用の制限〕

第19条 区またはクラブが主催するイベント等を開催する場合等で、管理運営上、クラブは会員の本

施設の全部または一部の利用を制限することがあります。この場合、クラブは会員に対して事前にホームページやソーシャルネットワークサービス(以下、「SNS」という)において告知するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、クラブは、下記の事由により、事前の告知をすることなく、会員の本施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。

- (1)設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
- (2)火災、停電等の事故により会員へのサービスの提供ができなくなった場合
- (3)天変地異、テロ等により会員へのサービスの提供ができなくなった場合
- (4)その他、やむを得ない事由により会員へのサービスの提供ができなくなった場合

〔免責事項〕

第20条 次に掲げる事由により会員が被った損害について、クラブは責任を負わないものとします。

- (1)地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、Wi-fi 等通信設備を含む IT インフラやその他諸設備の不調や故障および偶発事故、その他クラブの責めに帰することのできない事由
- (2)前条の定めにより利用を制限したことによる損害
- (3)本施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害
- (4)会員が他の会員やその他の第三者の行為により被った損害
- (5)登記・住所サービスの利用者が本施設の地番を本店所在地とし、または対外的に自身の事業の本拠地として表示したことにより自らまたは第三者が被った損害

〔迷惑行為の禁止〕

第21条 本施設内での次に掲げる行為(以下「迷惑行為」という)を禁止します。

- (1)飲食スペース以外での食事 ※(飲み物を除く)
- (2)喫煙
- (3)動物の飼育や持込み(盲導犬、聴導犬、介助犬等(以下「補助犬等」という)を除く)。なお、クラブには補助犬等の待機場所がないため、会員や訪問者が補助犬等を連れてクラブを利用する場合は事前のご相談をお願いいたします。
- (4)クラブの許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
- (5)本施設内での個人利用目的以外での撮影(事前に承認を受けたものを除く。)
- (6)危険物の使用や持込み
- (7)本施設利用者の迷惑となる音、振動、臭気等を発する行為ならびに物品の持込み
- (8)他の利用者に迷惑を及ぼす電話利用
- (9)Wi-fi 等通信設備の利用時における、以下に該当する行為
 - ア. コンピューターウイルス等の有害なプログラム Wi-fi 等通信設備を通じて提供、送信する行為
 - イ. 第三者に不利益または損害を与える行為、第三者を誹謗中傷する行為
 - ウ. 本施設で提供している Wi-fi 等通信設備が発信している電波を阻害する行為
 - エ. 本施設のネットワークまたはシステム等に過度に負担をかける行為
 - オ. 他の利用者や当施設のスタッフ等が写りこんだ写真、映像等を無断で第三者に提供したり SNS

等インターネットに投稿する行為

(10) その他公益を害する恐れがあるとクラブが認めた行為

(11) 他の利用者や職員・スタッフに暴力を振るう、あるいはその恐れが強い行為

(12) 大声・暴言もしくは脅迫的な言動により、他の利用者に迷惑を及ぼす、あるいは職員・スタッフの業務を妨げる行為

(13) 解決し難い要求を繰り返し行い、職員・スタッフの業務を妨げる行為

(14) 仮眠

〔会員登録および利用を拒否する者〕

第22条 次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、クラブは会員登録および当施設の利用を拒否することができるものとします。

(1) 法令に反する事業を行う者および反する恐れのある事業を行う者

(2) 公序良俗に反するとクラブが判断した者

(3) 性風俗関連の事業を行う者

(4) 暴力団関係者およびそれに関する事業を行う者

(5) その他、クラブが不適当と認める者や団体

〔種別変更〕

第23条 会員が会員種別の変更を行う場合、月の10日までに届出書が提出されたときは翌月から、月の11日以降に届出書が提出されたときは翌々月から、新しい会員種別に登録されます。

〔解約(退会)〕

第24条 会員が退会を希望する場合は、所定の退会届を契約満了日の属する月の10日までに提出することとします。

2 前項の期日までに退会届を提出しない場合は、更に1ヶ月間自動的に本契約を更新するものとし、その後も同様とします。

3 登記および住所利用の会員が退会する場合は、退会日までに移転登記等、本施設住所からの転出手続きを完了した上、Webサイト、名刺、パンフレット、その他本施設を事業の拠点として対外的に表示しているものすべてについて、本施設の住所等に関する記載を削除しなければならず、退会後は一切本施設の地番および住所を利用してはならないものとします。また、法人においては移転登記後1か月以内に移転後の登記簿謄本の写しを、個人事業所においては事業所等の移転届提出後1か月以内に届出書(税務署の受理印があるもの)の写しを本施設に提出しなければなりません。

4 会員の退会後、本施設に残置された物品については、会員が所有権を放棄したものとみなし、一定期間経過後廃棄します。

5 退会後に配達された郵便物に関して、1ヶ月以内に引き取りがない場合は処分します。

6 第4項、第5項により被った被害について、当クラブは一切責任を負いません。

〔契約の解除〕

第25条 会員が次に掲げる事由に該当する場合、クラブは、当該会員による当施設の利用を制限し、もしくは当該会員との会員契約を解除することができるものとします。また、その際にクラブに損害を与えた場合、会員はその費用を負担するものとします。

- (1) 申込時の情報や書類に虚偽があったとき
- (2) 合理的な理由もなく1ヶ月以上利用料金を支払わないとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売当の申立て、租税公課その他の滞納処分を受けた場合
- (4) 個人破産を含む、銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 他の会員等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
- (6) 本施設および対象スペースを故意または重大な過失により毀損したとき
- (7) 本規約に違反したとき
- (8) 会員に著しく信用を失墜する事実があったとき
- (9) 前掲会員登録および利用を拒否する事業等に記載する事業を行った場合、および行おうとしたとき
- (10) その他、クラブが本契約を解除すべきと判断したとき

2 当会が会員とのサービスに係る契約を解除したことにより会員に損害が発生した場合であっても、当会はその会員に対し一切の責任を負わないものとします。

3 契約の解除時点でメールBOXにある郵便物および貸しロッカーに保管している物品に関して、1ヶ月以内に引き取りがない場合は処分します。

〔守秘義務〕

第26条 契約期間中に、会員が他の会員の秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、第三者に開示、または漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もし会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、クラブはその責任を負いません。

2 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関よりクラブの秘密情報の開示を要求された場合、直ちにクラブに通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。また、会員は、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、クラブに対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

3 会員は、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

〔規約の遵守〕

第27条 会員は、本規約およびクラブの定める諸規則を厳守し、クラブのスタッフの指示に従うものとします。

〔準拠法および管轄裁判所〕

第28条 本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

〔規約外事項〕

第29条 本規約に定めのない事項および管理運営上必要な事項は、クラブが区と協議の上これを定めるものとします。

〔規約の改訂および効力〕

第30条 クラブは、本規約および本施設の運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

附則 本規約は平成27年4月1日から施行する。

平成28年2月1日改定

平成29年3月1日改定

平成29年9月11日改定

平成30年9月20日改定

平成31年4月1日改定

令和元年10月1日改定

令和3年6月1日改定

令和7年4月1日改定

【ラウンジ対象スペース】



※黄緑色部分がラウンジスペースとなります。

※なお、オレンジ色部分の多目的ルームについても、利用がない時間は、ラウンジとして利用が可能です。